

資料提供	
令和5年3月23日	
担当課 (担当者)	社会教育課 (尾崎)
電話	0857-26-7519

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会委員の公募について

鳥取県教育委員会が所管する県立生涯学習センター、県立船上山少年自然の家、県立大山青年の家の3施設の管理運営について、幅広く県民の方からの意見を反映するため下記のとおり鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「委員会」という。）の委員を募集します。

記

1 委員会の概要

(1) 委員会の事務

ア 指定管理候補者審査委員会

(ア) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年鳥取県条例67号。以下「手続条例」という。）第5条の規定による審査に関する事項

(イ) 手続条例第6条第2項及び第4項の規定による審査に関する事項

(ウ) 手続条例第22条第3項の規定による審査に関する事項

(エ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理候補者の選定及び審査に必要とする事項

イ 指定管理施設運営評価委員会

(ア) 指定管理施設の管理運営状況の評価に関する事項

(イ) 指定管理施設の管理運営に関する調査及び提言に関する事項

(2) 開催回数 任期中3～4回程度

2 募集内容

(1) 応募の区分

対象施設	募集人数
県立生涯学習センター	1名程度
県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家	1名程度

(2) 任期 委嘱の日から令和10年3月31日

(3) 応募資格

次のすべての要件を満たすこと。

ア 原則として、就任時点で18歳以上であること。

イ 鳥取県内に在住していること。

ウ 鳥取県が設置する他の附属機関の委員に就任していないこと。

エ 鳥取県庁又は対象施設（鳥取市、琴浦町、大山町）で平日昼間に開催する会議に出席できること。

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

キ 県立生涯学習センターに係る委員会の委員については、生涯学習や社会教育に関する知識を有し、当該施設を利用したことがあること。

ク 県立船上山少年自然の家及び県立大山青年の家に係る委員会の委員については、青少年社会教育施設や社会教育に関する知識を有し、当該両施設を利用したことがあること。

（4）応募方法

応募書類を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。応募書類の様式は鳥取県教育委員会事務局社会教育課のホームページからダウンロードが可能です。

（5）応募期限

令和5年4月6日（木）午後5時15分必着

3 選考方法及び結果通知

（1）決定方法

応募資格を有する方から提出のあった応募書類の書面審査により決定します。

（2）選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に郵送等で通知します。

4 応募・問合せ先

鳥取県教育委員会事務局社会教育課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎6階

電話 0857-26-7519 / ファクシミリ 0857-26-8175

メールアドレス shakaikyoku@pref.tottori.lg.jp